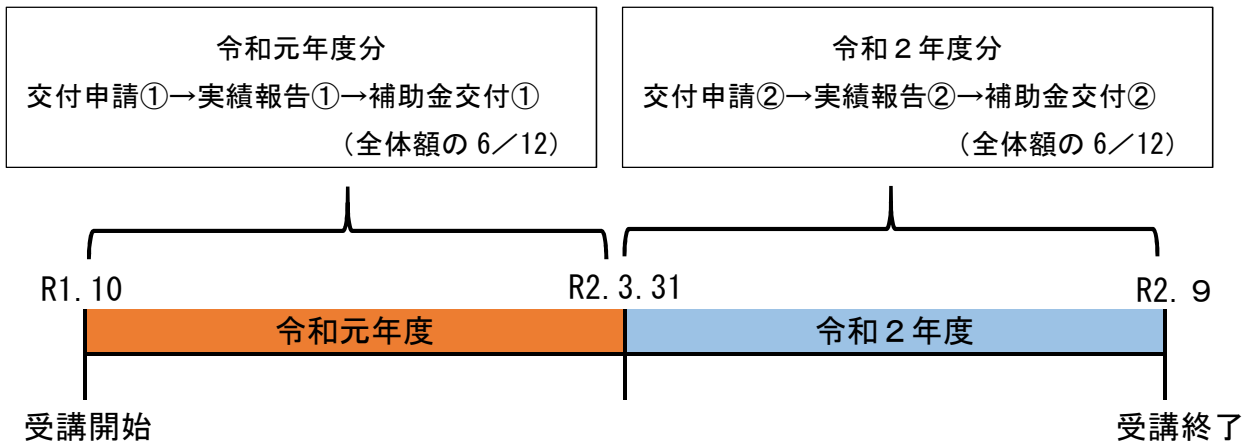


新潟県特定行為研修受講支援事業に係る留意事項

1 受講期間が年度をまたぐ場合の扱いについて

受講期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとに交付申請を行うこととし、各年度における受講月数により補助金額を按分して交付を行います。

(例) 受講期間が令和元年10月～令和2年9月(12か月)の場合



2 補助対象経費について

補助の対象となる経費は、入講料及び受講料です。受講審査料(受験料)、旅費、代替職員の人件費等は対象になりません。

3 補助金の返還について

研修を受講する職員が研修を修了できなかった場合は、補助事業者は当該職員に係る補助金の全額を県に返還する必要があります。